

現代の喪失 『女性の歴史』 覚書

2

河野信子

女性史の方法

それは闇の中からの声であった。透明で硬質な闇が、情念のことごとくを吸い込み、まとまった気流となって送りがえされてくる。そのような時、わたくしはひとつの文字を呼んだ。「母性我」。高群逸枝の写真を手にして、『女性の歴史』の冒頭のことばを。ひとの気配がただよっていた。これは意識空間の闇のなかにひしひしと迫ってくる、ひとつの熱意であった。

二十代前半まで、わたくしは、「母権」を「父権」との無機的な対応のなかにおいていた。権力意志による両性の葛藤。この世の権力構造のなかの男女の位置。そのような理解の延長上に、現在の婦人問題をあつかうとき、「権力意識」を正面にたて、現代の女の無権利状態をあばくことに重点をおいてきた。思考は政策の内部にとどまり、「政府による女の扱い」「体制内での女の権利」などを追っていた。「女権論者」などというありがたないレッテルを

はりつけられたのもこのころである。

権利からさらに権力へと目をむけたときも同様である。

権力者が力行使する際のぶざまさと、無権力状態のなかの抑圧ばかりが目について、反権力の課題を追求しつつけた一時期があった。女の被抑圧が被追放とならぬために被抑圧をエネルギーにして、権力を粉砕する反抗の内圧を高めることといった短絡する場でのものがきから決して自由ではなかった。この国の家父長的男権思想は、支配するものもつ行政的自信と、顕在した力を媒体とする政策決定への確信にうらづけられていた。「母権はこのような男権によってうちほろぼされ、なぐりたおされた同質の権力である」といった理解が当時のわたくしを支配していた。

このような意識で女性史をみると、男権思想によってゆがめられこぼかれた女権思想だけを、問題にしていた。

母権の時代があったという程度の歴史認識では、子の確認可能な女の生理的特質が権力を生んだといったきわめて即物的なあわあわしいものである。内在する本質を洗い

出す目は曇り、思考は家父長制を見る目によって重んでいた。

△母権Vは男権思想との対応のなかにある女権意識とは別のものである。このことを洗いだしたのは、ほかならぬ高群逸枝である。女の△子を産むVという機能は、機能的な特質としてだけ出ることが出るものではない。体内に歴史的時間を把握していることは、生命を産みだすものの精神の領域を、人間の悠久の時間へ拡げる直覚となる。古代はまだそれを完全にはうしなわず、社会も女のこの内観の靈力を認めていた。

——姫彦制の根底には、一般女性がつ「愛」の本能への社会の信頼があった。一般女性は、そこでは、その「愛」の本能のゆえに、神にさえ通じている自己犠牲の生活と、公平で無私な社会的感情や感覚をもっていた。だから琉球では、女酋のみが神ではなく、一般女性が、すなわち「おなり神」(生神)なのであった。一般女性の靈は、その兄弟のために、その一族のために、つねにハベル(胡蝶)となって、遠い旅路にも、苦しい戦争にも、また日常の困難にも、その兄弟、その一族の身辺をまもって離れなかった。こうした女性のいのりは、すべて神に通じ、神から享受される性質のものであった。だから、女性が祭祀を司ることこそは、その社会ではもっともふさわしいものであった。

社会として生きつづけることは不可能なものであるはずだ。その時代は現代よりも△ことばVが母権にもっともふさわしい力をもって作用していた。

——靈能時代には、言葉への尊敬、ひいては言葉の文化が栄えた。ここでは言葉は神としての威力をもっていたので、氏族間の闘争などでも、流血をさけて、言向け(コトムケ)がまずなされた。古典に「征服」とか「平」とかの漢字が、コトムケとよまれてあるのは、この靈能時代のなごりである。これは「みこと」(命)と同語であって、「みこともち」——神の言葉の維持者——と、いうような意味であろう。言葉の文化時代のなごりであることはいうまでもない。(全集版一二三頁)——

三世紀ごろの日本の「女王」卑弥呼が、靈覚者であるからこそ、族長であった。これを執行する弟はなによりも卑弥呼の口から出る母祖神のことばを受けていなければならなかった。しかも母権制末期のやまとの支配構造のみだれのなかにありながら、ひとびとの精神世界に力をもつことができるものは、このような女たちの「神のことば」のみであった。

このことを追求する高群逸枝が『女性の歴史』のなかに、おびただしい事実の累積を書きとめていくあくまで冷静な

(女性の歴史・上・全集版一〇七頁)——

このことを科学の発展段階にそって、人間の自然認識の未熟さにだけ帰することができであろうか。自然にたいする認識の量の増大は、未知の領域をせばめはしない。科学のそれぞれの分野に分科した知識の総量におのき、そういう知識に遡過されなければすべての認識はありえぬと思つていては、全体的な総合された世界からますます遠ざからぬとはかぎらぬ。未知なるものを開拓するには科学しかない日々努めることと、認識能力の根源である靈力とは相互にしりぞけあつてはならぬものであるはずだ。にもかかわらずこのような靈力の体現をしりぞけつづけることで現代の支配はなりたっている。

全体的なるもの神のかわりに、内部に身動きならぬほどつめられた支配の構造をもち、靈力による「神」のことばの直覚よりは、力による決着を受けついできた。したがって男性支配の歴史は力による民衆の侵害につく侵害であった。ひとびとは不都合にさらされ、武装したものの通るところにあらゆる不幸が生みだされた。

女は△母権Vをこのように使つてはいなかった。原始日本は人間の未発達からくる獸性によるつかみあいが支配したのではない。そのようなものならば、人間の社会は、

表現は、そこに凝縮された古代ヤポネシアのすべてのひとびとの生きざまが文字の間から泡立つほどである。星空からも「小楯をす山や丘」からも、切りはなされて人工の囲いのなかに抽象を吸って生きねばならぬ現代の都市生活にくらべて、自然と人間の知的能力は一体化し、躍動し、生活のなかのことばを作りつづけたであろう。その直接的な伝わり、それを知覚できる能力がなければ、『女性の歴史』のなかに脈うつ母性我の世界はできあがらなかったのである。

母性我をめぐって日本の文化は二分される。母性我によつて育まれたことばの文化を切り捨てて、外来文化の同化作用にだけ文化史の市民権をあたえる通説と、日本文化の根源であり根強く生きつづけた日本人の△語り部Vの伝統をみるものとに。

——ことばの文化は、ときに優秀な即興詩人や語り部を生んだが、その前提となつたものは、いうまでもなく一般の男女すべてが、それ自身即興詩人であり、語り部であつたことである。(中略)神前群婚の歌垣では、男女が即興歌を唱和するし、この俗は妻問期に入つても、妻問の唱和としておこなわれた。奈良時代の直接の、または玉梓の使いに託しての相聞歌、平安期の「ふみ」における贈答歌など

はその遺俗であるが、このような婚姻などのばあいには、これらが随意的の行事としてでなく、必須的の行事とされたことをみると、ことは文化が言霊的な宗教的な意義とえいきょうとを、いかにひろく深くおよぼしたかが肯けるのである。(全集版一二三頁)

現代の不幸は、生活者にとっての言葉が、生活者の自己表出そのものとなっていないところにある。これだけの大量の情報が巷にあふれているにもかかわらず、この中で生きるものには沈黙が支配し、沈黙こそは民衆それ自体であるかのようなあらわれかたをしている。女たちのなかでさえ、母性我の抑圧とともにことばは失われ、詩や歌や語り部的才能はそれを職業として生きるものだけが占有するものであるかのような誤謬のなかにある。男たちは権力を取って以来、政策用語にすべてをすりかえ、言霊の世界を去ってしまった。鹿兒島の「男はあまりしゃべるな」といった教育のありようは、権力の側にまことのことばはなく、ただただ力によって殴りつけ蹴倒しておればよいといった世界を、占有しすぎた伝統によるものである。

わたくしはこのような現状に深く絶望し、出口なしといった実感をいだいてしまう。存在をまるとかかえた表現に人間がいたることは、このような支配構造の果てにはあ

り得ぬであろうと。歴史的な時間のどのような超越が、この世の表面に母性我を回復させる可能性をもっているのかといった思いに閉ざされる。が、膨大な資料をあつかい原始の森をふみわけた高群逸枝はこの国の地下水となって、維持された女の言霊的世界は、必ずよみがえると予感している。この壮大なロマンチズムこそ、密室のなかにそりたつ精神の領域からの香りである。

——原始女性の霊能の純粋なあらわれは、その属する種族の叡知の集積であり、その利害の直観であり、その生命の伸長へのするどい予感でもありえたといえよう。この種の能力は、のちには指導者や天才の卓越した頭脳のなかに、または、世論の総合のなかにともめられることとなるが、それぞれの段階での対社会的な性質と、その価値、その權威には、なんら優劣はないといえよう。

こうして、女性の霊能は、同族愛において発揮された一時代をもったが、それが数千年の抑圧期を経過し、あらたに世界愛において純化される未来をもつばあいには、それは、たとえば、最近の革命的科学——放射能とか、原子力とかにおいて示されたフランスのキュリー夫人、ドイン人のマイトナーその他にみられたような、あのするどい直観や直覚となって、再現してくるのではなからうか。そのと

き、われわれ人類は、げんざい想像してもいないような、たとえば原子力以上の宇宙の新原理をもあいついで発見し把握することになるのではなからうか。(全集版一二二頁)

このように人類にたいして希望をいだきつづけ、母性我の復権の時を、みさだめておれるためには、わたくし自身

この最初の出合いを血肉とせねばなるまい。はじめて『女性の歴史』を手にしてすでに十数年が経過している。闇のなかに聞いた澄んだ声は、私の女性史の方法にたいする最初の衝撃であった。このときからわたくしは「女権」を視点にする世界を去った。

石牟礼道子

体力も気力も限界にきています。：毎晩徹夜で人の相手をしたり手紙を書いたり。水俣病がひとつの極点にきているので、もう私も、自分では手のつけられないモノに化身してしまって、それを嘆きながら、仕方がないとおもっています。母がねむらない私をオロオロしてみにきます。細川先生のご遺言状の作成。：市民会議が一任派の家庭をまわり続けていること。告発の会のうごきのこと。東京世論を高めること。すべて私にはぬけられぬ状況です。急速に歯車がまわり出し、すべての小状況、大状況に対して、無限の異和感を重くひきずっていますが(人間関係)、自分の感情を点検するゆとりはいま皆無です。：無名の人々の魂に立ちあうには、自分も一無名者にならねばならぬとだけおもいます。私にいま出来るのは皆さんの雄用だけ。語り出した哲学がありますが、ゆとりがありません。黙ってやること。それだけです。ご遺言状のごとで(裁判のきめ手)、また、東京基地をつくるため仲間と上京します。二十五日ごろ「補償処理委員会」の結論が出されるでしょう。

……どうかおねがいですから、逸枝さんは、村上さんと河野さんのお原稿でお出し下さるようお願いいたします。(この度は、)東京に行ったら、どのようになるか判断つきかね、期限のお約束、安易にできませんのです。あるいは、告発の会の巻ぞえでタイホ、などありますのです。伊東さんもこいつしよです。

……森の家のまぼろしをみながら、出発いたします。：妙ちゃん、断片を(私の)、しかし本質を(ことがらの)ご報告にゆくでしょう。

(下略)八注、：は中略を示すV

五月二十日

第2巻 招婿婚の研究(終回)
第3巻

〔本文の一部〕

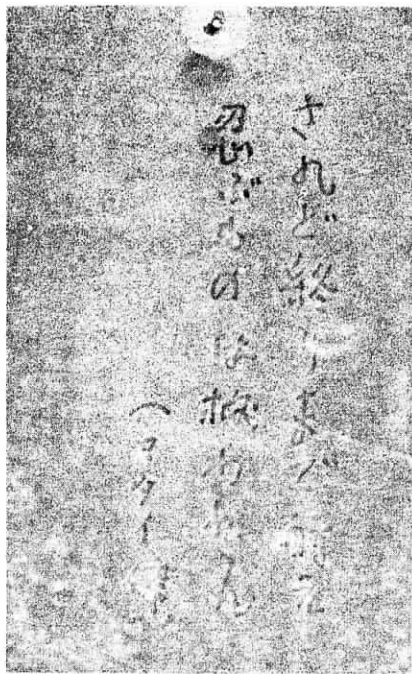
第一章第二節研究の沿革(つづき)

明治初期の横山説とその発展である昭和初期の柳田氏説が、江戸期の儒家側にきざした絶対的方法論をそれぞれのかたちで踏襲したものとおもわれるのにならして、同じ明治初期に出た関根正直の「古代婚姻に関する慣例法律」の説では、いづれかといえば国学者・国文学者等にもみられた進化的方法論がとられている。ここでは、太古は「女子を男子の家に迎ふる事なく、男子自身が、女子の方へ往き」、女子の側に婚舎を設けて、通つたり住んだりしたことや、「妻たる者は、各自親の家にあり」で、夫と別居したことも考えられている。次に中古―すなわち平安期にいと

「婚礼も猶上古の如く、女家に於いて行ひ、娶たる者が妻女の許へ往き通ふ風なりき。されば此頃の記録に執習の儀式はあれど嫁入の作法は見えず。」とあって、いぜん招婿婚であるが、挙式後「歳経て、翌の方に謂はゆる新造の舎を設け、妻を迎へて末長く遂ぐるもあり。」とある。婿方に新造を営んで、そこへ妻を迎えとかがえたのは当然でない。新造を設けたのは、室町期の、それも応仁乱前後のことである(第一〇章第四節新造嫁取婚条参照)、平安期には見られない俗である。かくて、「足利時代に至りて、婚礼とし云へば、皆娶迎にして、翌執といふは、大かた娼養子をする事なり。是れ前代の女家に於て婚せし例と、大に異なる所なり。」とある。新造云々の誤謬はあつても、この書のとつては、法論は進化的のもので、第一段には女家側に婚舎をもつ妻問婚を想定し、第二段には、なお婚礼は女家側で婿取式を行うが、若干期間

後に、妻子をつれて男家側の新造に移るといふ中間の時代を考え、第三段ではついに完全に男家での挙式および居住となる娶嫁婚(嫁取婚)を構想しているのである。

明治初期の関根説的方法論は、昭和期の中川氏の諸著にもみられる。たとえば「婚姻史概説」(昭和二二「家族制度全集」所載)によれば、「婚姻が成立した上で、その婚姻生活が女の家で営まれるか、男の家で営まれるかによつて婚姻はまた二つの形式に分けられる。女の家で営まれる際には婿が女家へ招ぜられるのであるから招婿婚と呼び、男の家で営まれるときには逆に男が嫁を娶る形となるから娶嫁婚と呼ぶ。」云々とあり、これを婚姻史的にみると招婿婚は主として原始時代の婚姻形態で、娶嫁婚は後世的のものである。そして、この招婿、娶嫁の中間には「過渡期的の形態がある。一時的招婿婚ともいふべきであらう。婚姻の成立は女家に於いてなされ、



夫は妻の家に入り、何年か何ヶ月かを経たる後、初めて夫の家へ連れ戻る形式である。わが王朝時代の婚姻は正しくこの形態をとつたものと思はれる。」という。文中、夫の家へ連れ戻るとあるのは、「男が多くは家を新造して妻をこれに移す。」という意味にかながえられており、この点さきの関根説に同じい。ただ、関根説より若干具体的で、「妻は即ち新造の主婦となつたわけである。」といい、「全体として甚だしく招婿的であり、また母系的でありながら、家の原理は父権的になつて来てゐる。」とあるのは、関根説を展開し

て、横山―柳田氏説とは、うたがひもなく対照的な態度といえる。

くりかえしていうと、横山―柳田氏説では、関根―中川氏説のような二種の異なる婚姻形態

―女家を主体とするものと男家を主体とするもの―は考えられておらず、婚姻形態は一種―男家を主体とするもの―あるのみで、婚姻開始とか、挙式とかだけが、一時女家でなされる時代があり(柳田氏説によれば、それも全部がそうともいえない。反対に男家に部屋と称する婚舎があつて、それへ女の方から通つてくるような現象もありうる)、それを翌

入式というわけであるが、後には女家での式を省いて、直接男家で挙式するようになり、これを嫁入式という。だから翌入式といふ嫁入式といつても、いわば挙式の場合だけのちがひであつて、大本は男家を主体とする―いづれのばあいでも女家に住みきるといふことはなくおそれ早かれ男家に連れ戻る―婚姻形態であることに変わりはない、というのである。だから、この方法論では、「母系制」といふものや、それに類似のものは視野に入らず、したがつて招婿婚を母系制に伴うものとも、あるいはその遺制などとも考える余地はない。これに反し関根―中川氏説では、招婿婚をもつて娶嫁婚の先行形態とするものであり、そこにはまた「母系制」をもかんがえる余地を残しているといえる。

江戸期の絶対的父権的儒学者と進化的自然観的国学者や国文学者等との間に胚胎し、明治以後の学者にあつて一層展開をみた二つの方法論的態度は、しかし前にも記したように、招婿婚専攻の域にまでは達しておらず、いわば思ひつきの程度であつて、実証の裏づけもなく、それ自身にあつてすら自己の方法論を他と比較して自覚し主張するまでにはなつていない。招婿婚の研究は、星雲期にあり、朝

芽はみられるが、まだ形となつては現れていない状況にあるというほかはない。

〔編者記〕

「結婚の研究」に著者が着手したのは一九三八年（昭和十三年）四月で、この後、基礎調査に一年九カ月の日をかけ、執筆に二年、稿を得たのが一九五一年末で、さらに推敲に六カ月を要し、ようやく定稿が著者の手をはなれたのは一九五二年六月、そして一九五三年（昭和二十八年）一月一〇日に講談社から刊行をみたのであった。

著者の「例言」と「跋」文とは、この書の内容や成立等についておのずから解題の役目をもじゅうぶんにはたしていると思われるから、ここには贅しない。なお、「火の国の

女の日記」には、いつそうくわしい記述があるから参照せられたい。

全集には、初版の誤記誤植の類を小訂して一九五四年三月一〇日に出された第二版を収録した。

本書の全集収録にあたっては、講談社の異例の好意によつて原紙型使用の便宜を得ることができた。同社にたいして深い敬意を表するとともに、こうして、原著のおもかげを全集にとどめたことを大きなよろこびとしたい。

付記 この原稿を最初に検読された講談社の現「群像」編集長中島和夫氏は「なまなかの小説を読むよりも興味がふかい」という意味のたよりを寄せられた。この書は「沿革」の項でもわかるとおり平明達意の文章で貫かれ

ているが、それでも沿革の項を第一に読んでからすぐ第七章に移り、それから第一章から通読したら理解がより早く容易ではないかと思われる。第七章は平安期で国文学で一般に婚姻の様相が知られており、著者はこの一章だけに千余枚を費やしてその生息と意義を解明しているから読者は親近感をもつて直ちに血肉化することができるところではないか。

この書は大冊でもあり高価でもあるためか内容の重要性に比して広く読まれているとはいえない。

現在この書に匹敵する歴史家の婚姻史の業績が一冊もないのは事実（「歴史学研究」40年6号「家永氏論文」であるし、もつとひろく読まれることがのぞまれるのである。

明治女性史

村上信彦 著し全四巻

第一巻 女権と家 家の生活の中で妻の地位は変つたか

昭和十三年四月 自由思想社 刊
待望の中巻前編九八〇円 自由思想社 刊
待望の中巻後編九八〇円 自由思想社 刊
待望の後編九八〇円 自由思想社 刊

東京新宿若松町104
振替東京95736

理論社



女の人なら誰でも一度は「どうして女に生まれてきたのだろうか」とか「女に生まれて損をした」とかおもうことがあります。あなたははいかですしょうか。

わたくしも、そんな疑問や悲しさやとまどいにゆきあたっていた頃、「それなら女の歴史を読んでごらんなさい」とすすめられて、読みはじめたのです。

読んでみてよかったな、と思いました、なんというのでしょうか、女の人が長い長い間生きてきて、いまこの時代にわたしが生きています。これまでの女の人のためにも、また、これからの女の人のためにも、今日をしつかり生きていかなければならない、というような責任感のようなものを感じて、そして女であることを大切にしようというような気になったのです。

わたしたちが学校で習った歴史はひとくちにいえば男の歴史です。戦争のかけひきや経済の仕組みや、そ

のにない手は、たいてい男の人でした、わずかに、清少納言や光明皇后やナイチンゲールが顔を出す程度です。

女の人がどのようにして、結婚し家事を切り盛りし、どんな願いをもち、どんな仕事をし、といったことは、わたくしたちは実はよく知らないのです。

女の歴史を読んでいると、そのへんがよくわかって、いつの時代にも女性性は女性なりに、たくさんさんの圧迫や偏見とたたかいながら、一生懸命に生きて来たのだな、と感慨ぶかしく身につまされるおもしろいのです。

女の歴史の本はいくつかあります。が、高群逸枝著「女性の歴史」(理論社)が、一番たんねんで、全部を通して、いのちのようなものがこもっています。大作ですが、長い時間をかけても読み進むと、女の人の探究に一生を賭けたこの偉大な先達の願いが、ひたひたと伝わってくるような気がしました。

すくもぶ

○「高群逸枝と柳田國男は「女の歴史」の領域ではするどい対立を示している」と、村上信彦氏が書いています。「高群逸枝雑誌」第三号(水俣市幸町六の二五)から連載のはじまった「高群逸枝と柳田國男」によると、この二人とも、富国論の学者ではなく「庶民のなかの女性」の役割をふかく理解し、愛情と正しい評価をあたえて、「男性中心の歴史のゆがみを指摘してきた点」は、共通していた。

○ところが、この二人の研究のあいだには、婚姻の問題をめぐる明らかな対立があり、二人の偉大な学者は本質的に反する結論に達していた。それなのに、柳田國男は論争をきかした。○しかし、今日なら、両者の比較検討がさしひかえられているのは、女性史という学問のために不幸だ、という考えから、村上氏は筆をとりはじめています。問題は、母系制や母系婚を否定する柳田説と、これを批判する高群の「招婿婚の研究」にあるが、長い黙殺をうち破る村上氏の検討は、これからどんな結論をみちびき出すか。

高群逸枝

4443

暮らしの手帖

第2号 定価320円
昭和44年9月1日発行

編集及発行者 大橋 鎮子
発行所 暮らしの手帖社
東京都中央区銀座8ノ5ノ15

高群逸枝を弔ふ



延原 大川

ああ、高群逸枝
忘じ難き人なるかな
君、黄泉にして 既に我を顧みず
されど我は邊土に在りて
はるかなる君が記憶を存せり。

不知火の詩情凝りて
筑紫野が生みし乙女よ
むらさきに霞む春へ
山焼くる煙を望み
われ幾度か恋を夢みしと
君かつて書を寄せたり
美しき水茎の跡 歴として眼にあり。

すくもぶ

(6) 村上信彦
高群逸枝雑誌 氏が本誌に「高群逸枝と柳田國男」を連載しているが、この号では「招婿婚の研究」を比較対照しながらいくつかの問題を提起している。柳田が「嫁入考」で嫁入儀式の前に嫁入儀式が広く行なわれていたことを明らかにしながらも、「婚姻の方式が二通り以上、始めから斯邦にあったものとは認め得ない」と断言して、嫁入婚を「買した婚姻」と述べている点に矛盾を指摘しながら、「嫁入考」の批判でも高群の「招婿婚の研究」を「オバー・ラップ」させている。それは同時に具体的な研究課題にかわりながら、再度、研究者の方法・姿勢を問い直そうとしていることでもあるだろう。(一) 二五号・高群逸枝雑誌編集者 水俣市幸町六の二五

日本読書新聞

東京・文芸・水道2の5

昭和45年3月9日

騒友社

〒155 東京都世田谷区
北沢2丁目39の21
電話 (468)2034
編集兼 小山寛二
発行人
会費年間 1,200円
振替東京 66312番

君と相知りしは二十の秋
我は捕吏に追はれて 江都の西にあり
人に伴はれて君を訪ひぬ
君は緋鹿子の陀理亜に似たり
黒髪長く梳き流し
鮮かなる緑衣をまといたりき
華奢自ら嬌色有り
対者をして魅了せしむ
時に年三十五 既にして詩名あり
我は白面無名の児
但だ相見て意気通じたり。

今日計らずも騒友の誌上
君が美しき水茎の跡を見
愚蒙の感慨浅からず
願はくは九泉の下
一度び往年の交を思へ
燃え立つ火星の雫
不知火の筑紫乙女よ!